

# 山梨県公報

第千六百七十三号

平成十八年

六月十二日

月 曜 日

## 目 次

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	四三三
結核予防法に基づく医療機関の指定	四三三
土地収用事業の認定	四三三
道路の区域変更(二件)	四三四
道路の供用開始	四三五
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	四三五
落札者等の決定について	四三六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四三六

## 告 示

### 山梨県告示第三百十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
北杜市・小淵沢町病院組合 組合立山梨申陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四
市川三郷町立山保診療所	西八代郡市川三郷町山保六千三百六十番地一

### 山梨県告示第三百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四
ももの木薬局	笛吹市石和町四日市場四十五の二
有限会社 よし薬局	中央市東花輪六百七十一の一

### 山梨県告示第三百二十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称  
富士吉田市
- 二 事業の種類  
新倉山浅間公園整備事業
- 三 起業地  
1 収用の部分 富士吉田市大字新倉字羽根面及び字カケサス並びに大字下吉田字尾垂羽根ケ尾地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由  
1 法第二十條第一号要件  
新倉山浅間公園整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三條第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」であることから法第二十條第一号の要件に該当する。
- 2 法第二十條第二号要件  
起業者は、平成十七年度から補助金を受け、財政措置を講じており、「起業者が

当該事業を遂行する充分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業の起業地である新倉山は、市民の憩いの場として親しまれてきたが、昭和三十年代に起業者が散策道を設置して以降、整備事業を実施しておらず随所に安全上問題のある箇所が生じたため、平成六年頃から再整備の陳情や要望が地元地域から寄せられるようになった。このため、起業者は、平成八年度に「新倉山開発基本計画策定（仮称）富士パノラマ公園基本構想」等（以下「基本構想等」といふ。）を策定し、これらに則り順次整備を進めてきたところであり、既に駐車場、石階段及び慰霊塔周辺の石畳等が完成している。

本事業は基本構想等に沿った整備事業であり、起伏のある地形を生かした公園整備を行い、地域住民や市民の憩いの場の創出等を目的としたものである。

本事業が完成すると、市民の憩いの場として整備されるとともに観光客の来訪が期待でき、地域の活性化に貢献すると考えられることから本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、起業地は富士浅間神社に近接しているため新倉山浅間公園への来園者に対する配慮は必要であるものの、周辺に民家は少なく、建築物は小規模な東屋のみであることから環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

また、起業者が市教育委員会に確認したところ起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる埋蔵文化財は存在しなかった。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適

切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

浅間公園は、昭和三十四年に整備して以来、長期間を経て随所に安全上問題のある箇所が生じたことから、起業者は、市民や地域住民の要望を踏まえた基本構想等を策定し、現在まで当該構想に従い順次整備してきたところである。

また、本事業は、基本構想等に従い公園の整備を実施するものであり、起業者は、既に特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け、財政措置を講じている。

以上の状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地は傾斜地であることから、来園者の安全に十分配慮する必要がある。このため、のり面に植生シートや植生マット等を設置し、地盤を安定させる必要がある範囲が広大である。また、散策道とする範囲や高齢者や身障者が利用できるバリアフリーエリア及び市民が植栽に参加するエリア等を積算し、起業地の範囲を定めているが、いずれも必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

富士吉田市都市産業部都市政策課

山梨県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に

において、この告示の日から平成十八年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町大字湯島字下ノ島一〇八六番の一地先から 南巨摩郡早川町大字湯島字上ノ山一〇六六番の四地先まで	八・六 三三・二	六・〇 二七・四		二八五・二

**山梨県告示第三百二十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡忍野村大字内野字中村四九四番地先から 南都留郡忍野村大字内野字中村四九八番地先まで	七・四 九・四	六・八 八・八		四二・〇

**山梨県告示第三百二十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	一軒茶屋荊 沢線	南アルプス市大字古市場字宮東 一五番地先から 南アルプス市大字古市場字住吉 二二〇番地先まで	一三六・〇	平成十八年 六月十二日

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年五月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 都市農村交流支援センター
- 2 代表者の氏名 長尾公明
- 3 主たる事務所の所在地 山梨市七日市場三百五十六番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、都市生活者と農山村で暮らす人々を対象に、相互の交流を積極的に

推進するとともに、魅力ある農山村の構築に貢献するなど地域社会の振興と、豊かな自然を生かした、まちづくりや地域活性化の推進事業を行い、自然と調和のとれた「真の豊かさ」を実感でき、うるおいのある社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年五月二十三日から同年七月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人わたげの会

2 代表者の氏名 栗原昭雄

3 主たる事務所の所在地 韮崎市穴山町四千四百三十三番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者（以下「障害者等」という。）に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年五月二十六日から同年七月二十五日まで

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託  
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県土木部治水課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号  
三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十八年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社甲府支社 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 随意契約に係る契約金額  
三千六百七十五万円

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十八年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市境川町大坪字獅々坪二七八の一、二七九の一、二八一の一、二八三、二八五、二八六の一、二八七の一、二八七の二、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九五、二九六、二九七、三〇二の一、三〇三の一、三〇四の一及び三〇四の二並びに字小町田五七三の四、五七六の三及び五七六の五並びに大字石橋字下穂垂一三六二の二及び一三六二の三並びに字下永塚一三七一の二、一三七一の三、一三七七の二及び一三七七の三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり
道路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雄  
甲府市飯田三丁目二番四十四号 財団法人山梨県農業振興公社 理事長 望月三千

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番